

特別回報

外航組合員各位

電子商取引（ペーパーレス トレーディング）システム—BRITC eBL

本特別回報は、国際 P&I グループ（IG）が BRITC ETRADE SOLUTION Co., Ltd. の提供する電子商取引システム（BRITC eBL）を承認したことをお知らせするものです。

2023 年 12 月 20 日付特別回報第 [23-018 号](#) でご案内したとおり、IG 加盟クラブは 2010 年 2 月まで、電子商取引システムの使用から生じた貨物の運送に関する責任について、紙の船荷証券を使用していれば生じなかったものについては、てん補の対象から除外としていました。

2010 年 2 月 20 日以降、このような電子商取引システムの下での貨物運送に関して発生した損害は、IG が承認したシステムに限り、てん補の対象としています。これまでに、IG は Bolero International Ltd.、E-Title Authority Pte Ltd、Global Share S.A.、WAVE、ICE Digital Trade Management Limited、Cargo X、IQAX Limited、Secro Inc.、TradeGo PTE. LTD. および eTEU Technologies Ltd が管理する電子商取引システムを承認していますが、今般新たに BRITC ETRADE SOLUTION Co., Ltd（BRITC eBL）が承認されました。

BRITC eBL は、暗号化された電子記録（電子船荷証券を含む）の即時転送と書類作成を支援するブロックチェーンベースのデジタル・プラットフォームです。このプラットフォームの全ての参加者は、流通性のある電子船荷証券・流通性のない電子船荷証券を含む電子輸送文書の作成、発行、裏書、譲渡、修正、無効化、分割、提示、紙への転換が可能です。BRITC eBL は、香港で設立された BRITC ETRADE SOLUTION Co., Ltd が所有しています。

BRITC eBL プラットフォームの使用や運用に関する法的文書は、以下のとおりです。

- i. BRITC eBL Terms and Conditions, version 1.01（2024 年 3 月）
- ii. Contract of Use, version 1.01（2024 年 3 月）

この文書は、IG により確認のうえ、承認されています。

貨物の運送に関するその他のてん補除外規定は、承認された全ての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されます。たとえば、運送契約に定められた港または場所以外での貨物の荷揚げ、後日付または先日付の電子文書／記録の発行／作成、譲渡可能な電子文書／記録の提示を受けない積荷の引き渡し、承認された電子商取引システムの場合は、当該システムの規則に従わない積荷の引き渡しによって生じた責任は、てん補から除外されます。

上述の電子商取引システムを使用している組合員は、システム使用における法的または実務的な利点や問題点がありましたら、当組合までご連絡ください。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回章を発行しています。

以上